

市販薬で所得税減税??

いつもお世話になっております。

早いもので、今年も残り1ヶ月となりました。

子供の学校に出向いたり(3者懇)、年賀状作成したり、大掃除したり... やらなければいけないことを考えると気持ちばかり焦ってしまいます。

さて、年末調整の時期ですが、政府は医療費控除(確定申告による)について「市販薬を定額以上買えば所得税を減らせる」という制度を新たに設ける方針のようです。はやくはば 2016年から実施されるようです。

～現在～ 

病院の受診、市販薬の購入が、年10万円を超える部分を、医療費控除(確定申告)により課税所得から差し引く。

～新たな制度～



市販薬の購入が、年1万円を超える部分を確定申告により課税所得から差し引く。

医療費控除は今後も続け、新設の市販薬の控除とどちらかを選んで使うようです。

軽い症状の場合は、病院に行かずに治してもらおうようにすることで、医療費の削減につなげようということのようです。

風邪薬、胃腸薬など買えば結構値段もするので、対象になる方が増えるのではないかと思います。戻ってくる税金があるのであれば申告して、戻ってきたお金で おいしいものでも食べに行きたいですね。 

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。